

答 申

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年12月16日付け男女第24号で行った個人情報一部開示決定（整理番号第28号）は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）に基づいて令和3年12月2日付けで行った個人情報開示請求（整理番号第28号）に対し、実施機関が令和3年12月16日付けで行った上記の個人情報一部開示決定（以下「本件決定」という。）について、これを取り消し、文書の開示を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書で主張した内容の要旨は、文書の非開示部分があまりにも広範であるというものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

(1)相談記録票は、一時保護や住民基本台帳事務における支援措置の要否の判断の基礎にもなる記録である。

このような相談記録票を開示すると、今後婦人相談員が情報開示請求があった場合のことを考慮して、相談内容の分析等を簡略にして、詳細な記録を省くことにつながりかねず、正確な相談情報を残すことを躊躇することが考えられる。ひいては相談者に寄り添った援助・助言ができなくなるおそれがあり、今後同様の相談等を行うことが困難となると認められる。

また、相談記録票を作成する際には、相談者から聞いた内容を記載することを基本としており、後日、当該記録表を相談者に交付し、裁判等で提出すると、相談者にとって不利となりうる情報も含まれていることがままたち、その結果、時として相談者が婦人相談員を逆に攻撃する、逆恨みをすることもありうることから、

相談情報を開示することで今後の相談に支障をきたすおそれがある。

こうしたことから、当該箇所につき、条例第14条第2号により不開示とした。

- (2)相談記録票には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、その情報を開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、当該個人に関する条例は第14条第3号に該当し不開示とした。

なお、相談記録票には、明確に開示請求者の発言部分と以外の個人の発言部分が区別して記載されておらず、開示請求者と以外の個人の情報が判然としないため、開示請求者以外の個人情報を開示するおそれがあるため判別できない部分は不開示とした。

- (3)相談者は婦人相談員を信頼して、秘密や自分の身が守られることを前提に全てを赤裸々に話相談していることから、相談記録票が開示されることとなると、相談者は話したことが公開となることがあり得ると考え、自身の身に不利益が生じないか、さらなる被害を受けることに結びつかないかをおそれ、加害者への強い憎悪・非難、本心など内面的なことや詳細な事実、自身に都合の悪いこと、恥ずかしいと考えることなどを話さなくなることが考えられ、相談業務が著しく損なわれるおそれがある。

さらに相談記録票が開示されることとなると、男女共同参画センターが実施している被害者支援の内容が明確になり、センターにおける被害者の安全の確保、一時保護等支援業務に著しく支障が生じるおそれがある。

こうしたことから、当該箇所につき、条例第14条第7号により不開示とした。

以上の理由により、一部開示決定は適法なものであるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としている。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、条例における個人情報保護の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そし

て、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 本件開示請求に係る記録について

本件開示請求に係る記録は、平成30年5月25日付での審査請求人の相談記録票（以下「本件相談記録票」という。）である。これは、①相談日時、②相談分類、③審査請求人の主訴、④審査請求人及び審査請求人を取り巻く状況、⑤実施機関の対応、等により構成される行政文書である。実施機関は、非開示とした部分はそれぞれ条例第14条第2号、同条第3号、同条第7号に該当して非開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

ア 条例第14条第2号、同条第3号、同条第7号の解釈について

条例第14条第2号は、個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報で、請求者に開示をすることにより、当該又は同種の事務事業を行うことが著しく困難になると認められるため、請求者に知らせないことが正当と認められるものについては、開示しないことができることとしたものである。その趣旨は、個人の評価等に関する情報の中には、記録の作成者が本人に知られることを予期していないものや、本人に知られないことを前提に作成しているものがあり、これらについて開示をすると、本人に悪影響を及ぼす、記録の作成者と本人との信頼関係を損なう、記録の作成者が正確な情報を記録できなくなるなどの結果をもたらす場合があることを考慮したものである。

条例第14条第3号は、開示請求者以外の者（以下、「第三者」という。）の個人に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれのあるときは、当該第三者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

条例第14条第7号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務事業の目的の達成が著しく損なわれたり、公共の安全と秩序の維持に著しい支障を生じるおそれがあるもの、あるいは関係当事者との信頼関係を著しく損なうなど、行政の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件処分の当否について

当審査会にて、条例第14条第2号、同条第3号、同条第7号に該当すると

して非開示にした部分（以下、「本件非開示部分」という。）について見分したところ、その記載内容は、審査請求人が男女共同参画課へ自身の置かれた状況について相談し、その対応に関して記録されたものであった。

本件相談記録票については、相談日時、相談分類、項目等の一部情報を除き、全て非開示となっている。自己情報の開示を請求する権利は、自己情報がどのように取り扱われているか、本人が知り得る手段を保障するものであることから、非開示部分は必要最小限にとどめる必要があり、非開示部分が広範にわたることは望ましい状態ではない。そこで、本件非開示部分について、非開示とすることが妥当であるかについて検討する。

相談記録票は、一時保護や支援措置の要否の判断の基礎にもなる文書であるとともに、相談者から聞いた内容を記載することを基本とする文書である。そのような文書を開示するとなると、実施機関は保有個人情報の開示請求があった場合を考慮して、詳細な相談内容を記録することを躊躇するおそれがあり、また、開示された相談内容が原因で実施機関と相談者の信頼関係が損なわれ、今後の相談業務に支障をきたすおそれもある。本件非開示部分には、審査請求人の相談内容及びそれに対する実施機関の対応が詳細に記載されていることから、本件相談記録を審査請求人に公開すると、審査請求人と実施機関の信頼関係が損なわれるおそれもあり、実施機関の相談業務が著しく困難になると認められる。よって、条例第14条第2号に該当する。

また、本件非開示部分には、関係者の個人情報も記載されており、本件相談記録票を開示することで、関係者の利益を侵害するおそれがあるため、条例第14条第3号に該当する。

さらに、相談者が配偶者、親族等に従属する関係にある場合、支配者側が力関係を利用し、被支配者側たる相談者に対して、保有個人情報を開示するよう命じて相談記録票を入手することも考えられる。そのような場合、相談記録票を開示すると、開示請求者たる相談者をより危険にさらすおそれがある上、実施機関の対応や実施している被害者支援の内容が支配者側にも明らかになることで、被害者の一時保護等の支援業務に著しく支障が生じるおそれがある。確かに、本件相談記録の非開示部分は広範に及ぶものの、本件非開示部分の内容が暴力等に関するものであることを考慮すると、本件相談記録票を開示することで、被害者の一時保護等の相談業務に著しく支障が生じるおそれがあるため、

条例第14条第7号に該当する。

よって、条例第14条第2号、同条第3号及び同条第7号により非開示とすることは妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年4月19日	・ 諮問書受理
令和5年7月14日	・ 審議（令和5年度第2回審査会合議体）
令和5年8月23日	・ 審議（令和5年度第3回審査会合議体）
令和5年8月30日	・ 審議（令和5年度第4回審査会合議体）
令和5年9月27日	・ 審議（令和5年度第5回審査会合議体）
令和5年10月31日	・ 審査請求人による口頭意見陳述及び審議 （令和5年度第6回審査会合議体）
令和5年12月8日	・ 審議（令和5年度第7回審査会合議体）
令和6年1月19日	・ 審議（令和5年度第8回審査会合議体）
令和6年2月21日	・ 審議（令和5年度第9回審査会合議体）
令和6年4月9日	・ 審議（令和6年度第1回審査会合議体）
令和6年6月4日	・ 審議（令和6年度第2回審査会合議体）
令和6年7月9日	・ 審議（令和6年度第3回審査会合議体）
令和6年9月17日	・ 審議（令和6年度第4回審査会合議体）

経緯（参考）

令和3年12月2日 個人情報開示請求

令和3年12月16日 個人情報一部開示決定

令和4年2月10日 審査請求

令和4年3月4日 弁明書